

平成二十年九月二十五日提出
質問第一八号

事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する質問主意書

一 一九九三年のウルグアイ・ラウンド合意により、我が国が九五年度より一定量輸入することを義務付けられている外国産米（以下、「M A米」という。）について、政府は毎年どのくらいの量を輸入しているか。「M A米」の輸入先ごとに明らかにされたい。

二 本年九月、「M A米」のうち、農薬等により汚染され、食用ではなく工業用に限定して使用されるはずだった米（以下、「事故米」という。）が大阪市の米加工販売会社三笠フーズにより不正に食用に転売され、大きな社会問題（以下、「事故米転売問題」という。）となっているが、政府が毎年輸入する「M A米」のうち、どれだけの割合で「事故米」が含まれていたのか、政府として把握していたか。

三 二で、把握していないのなら、それはなぜか。

四 今回、「事故米転売問題」が起きたそもそもの原因は何か。政府、特に農林水産省は、国民の食の安全を守る観点より、「M A米」の中から厳密に「事故米」を区別し、それが決して食用に転売されることのない様、厳格な監視を行う責務を負っていたと考えるが、政府、特に農水省はなぜ「事故米」の不正転売を未然に食い止めることができなかったのか。

五 「事故米転売問題」が発覚してから、農水省内においてどのような検査態勢がとられ、土日祝の休日における勤務を含め、いかなる対応がとられてきたのか詳細に説明されたい。

六 本年九月十六日、農水省は記者会見を開き、三笠フーズによる「事故米」の流通先のリストを公表したが、今回なぜ農水省は「事故米」の流通先を、個別具体的な企業名を明らかにしてまで公表したのか、その理由を説明されたい。

七 農水省が公表した「事故米」流通先リストに名を連ねていた奈良県の米穀販売会社の社長が、公表された日の夜、自ら命を絶つといういたましい事件が起きたが、右に対して農水省はどのような認識を有しているか。

八 本年九月二十四日の新聞報道によると、農水省の本省が「事故米」の売却先として三笠フーズを地方出先機関に紹介していたことが明らかになったとのことであるが、右は事実か。

九 農水本省はこの地方出先機関に「事故米」の売却先として三笠フーズを紹介していたのか、全ての機関を明らかにされたい。

十 地方出先機関に「事故米」の売却先として三笠フーズを紹介した農水本省における担当責任者は誰か。

その人物の官職氏名を明らかにされたい。

十一 「事故米転売問題」が起きた直後の本年九月十一日、当時の白須敏朗農水事務次官は「ただちに私どもに責任があると考えているわけではない」旨の、「事故米転売問題」に対して農水省に責任はないとも取れる発言をしていたが、現時点で農水省は右の白須前事務次官と同様の認識を有しているか。「事故米」の売却先として三笠フーズを紹介する等、「事故米転売問題」発生に係る農水省の責任は大きいと考えるが、政府、特に農水省の見解如何。

十二 今回三笠フーズにより起こされた「事故米転売問題」以外に、過去にも「事故米」が不正に食用として転売されていた事例はないか。

十三 「事故米転売問題」発生を受けて、白須事務次官と太田誠一農林水産大臣が辞任したが、幹部を辞任させるだけでは何ら根本的な解決にはならないと思料する。政府、特に農水省として、今後同様の問題を起こさせないため、具体的にどの様な対応をとる考えでいるのか説明されたい。

右質問する。